

広島県告示第百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十二年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
和泉医院	府中市府中町一八四番地三、一八四番地六	平成二十二年一月一日
松尾整形外科リハビリクリニック	三次市十日市東四丁目五番七号	平成二十二年二月一日
稲垣歯科医院	安芸郡海田町新町一九番一〇号	平成二十二年二月一日